

ハラスメント相談窓口

1人で悩まず相談しましょう！



こんなとき...セクハラ・パワハラ・マタハラを受けて困っている。
身近な人には相談しづらい。

セクハラ・パワハラ・マタハラ相談員の方からの相談
も受け付けています。

- 対象者 千葉県教育委員会の
本庁、教育事務所、教育機関に勤務する職員
- 開設日時 毎月第1火曜日 10時から12時
13時から17時
(電話相談は16時30分まで。)
- 場所 【4、5月】
ライフプラン相談室(千葉市中央区千葉港8-5)
※ホテルポートプラザちば1階「談話室」内
【6月から当面の間】
教育総務課 打ち合わせ室(千葉市中央区市場町1-1)
- 電話 070-1324-2294
(上記開設日時内の対応となります。)
- 開設日時以外の予約受付
Tel: 043-223-4143
Mail: kysou10@mz.pref.chiba.lg.jp